

伊 達 市

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

第 1 編 / ごみ処理基本計画

平成 3 0 年 3 月

北海道 伊達市

伊達市一般廃棄物処理基本計画 目次

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 計画の策定について

- 1. 目的 1
- 2. 位置付け 1

第2章 伊達市の概況

- 1. 地勢 2
- 2. 市勢 2
- 3. 位置・面積 2
- 4. 人口動態 3
- 5. 産業の動向 5
- 6. 総合計画等との関係 7

第3章 ごみ処理の現状

- 1. ごみ処理体制 9
- 2. ごみ処理フローチャート 13
- 3. ごみ処理量の実績 15
- 4. ごみの組成分析 17
- 5. ごみ処理の評価と課題 18
- 6. ごみ処理行政の動向 20

第4章 ごみ処理基本計画

- 1. 計画の基本的考え方 22
- 2. 推計方法 23
- 3. 人口推計 24
- 4. ごみ排出量推計 25
- 5. ごみ排出量推計結果の比較 29
- 6. ごみ排出量の目標値 33
- 7. ごみ排出量抑制のための方策に関する事項 34
- 8. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に
関する基本的事項 37
- 9. その他ごみの処理に関し必要な事項 40

第2編 生活排水処理基本計画 41

資料編 地域防災計画における廃棄物等処理計画 41

第1章 計画の策定について

1. 目的

ごみは、私たちの家庭生活や事業活動により排出される身近なものですが、これまでの豊かさや便利さを追求した生活形態の変化により大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会となった結果、ごみ処理問題は、生活環境や自然環境に様々な影響を及ぼすこととなりました。

近年は、環境意識の高揚により、3Rの推進やごみの排出抑制などごみの減量化に向けた取り組みが全国で行われていますが、ごみ処理基本計画は、長期的・総合的視点から計画的にごみ処理対策を行うため策定する計画であり、本市においては、2009年度(平成21年度)に改定したごみ処理基本計画(目標年度:2018年度(平成30年度))がまもなく10年を迎えるとともに、ごみの処理を行っている西胆振地域廃棄物広域処理施設の整備更新など、ごみ処理行政の転換期に差し掛かっていることから、ごみ処理基本計画を見直し改定することとしました。

2. 位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により市町村は、その区域内における一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)の策定が義務付けられており、ごみ処理に関する部分(ごみ処理基本計画)と生活排水処理に関する部分(生活排水処理基本計画)により構成することとされています。

